

食品安全委員会

食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ

（第12回）議事録

1. 日時 令和8年7月15日（水） 10:00～11:54

2. 場所 食品安全委員会第二会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

（1）食事由来の化学物質のばく露評価について

（2）その他

4. 出席者

（専門委員）

朝倉座長、石見専門委員、大久保専門委員、鈴木専門委員、龍田専門委員、
松本専門委員、六鹿専門委員、横山専門委員、渡邊専門委員

（専門参考人）

児玉専門参考人、多田専門参考人、藤原専門参考人、吉成専門参考人

（食品安全委員会）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、杉山委員、松永委員

（事務局）

中事務局長、前間事務局次長、井本評価第一課長、國保評価第二課長、
刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官、坂井評価専門官、相馬評価専門職、
北澤技術参与

5. 配布資料

資料1 食品健康影響評価における食事由来の化学物質のばく露評価の手引き（案）

参考資料1 ばく露評価に関する用語（「食品の安全性に関する用語集」からの抜粋）

参考資料2 食品健康影響評価指針等の抜粋（ばく露量推定に関する部分）（令和8
年3月23日食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ資料）

参考資料3 Environmental health criteria 240: Principles and methods for the
risk assessment of chemicals in food, Annex 1 Glossary of Terms

(IPCS, 2009)

- 参考資料 4 Environmental health criteria 240: Principles and methods for the risk assessment of chemicals in food, Chapter 6 Dietary Exposure Assessment of Chemicals in Food (IPCS, 2020)
- 参考資料 5 化学物質の経口摂取量推定に関するガイドライン（令和元年 9 月公表農林水産省）
- 参考資料 6 トータルダイエツトスタディに関するガイドライン（農林水産省）
- 参考資料 7 Towards a harmonised Total Diet Study approach: a guidance document (EFSA, FAO and WHO, 2011)
- 参考資料 8 Advice for the update of the EU Menu guidance: results of the ERA EU Menu project (EFSA, 2024)

6. 議事内容

○朝倉座長 定刻となりましたので、ただいまから第12回「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」を開催いたします。

事務局から、現在の出席状況の報告をお願いします。

○坂井評価専門官 事務局の坂井でございます。

先生方におかれましては、本日はお忙しい中御出席をいただき、ありがとうございます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議は公開で行います。また、本会議は当会議室への参集及びWeb会議システムを併用して行います。

傍聴につきましても、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおける動画配信により行っております。

本日のワーキンググループにつきましては、9名の専門委員に御出席いただいております。片桐専門委員、中山専門委員は御欠席でございます。

また、児玉専門参考人、多田専門参考人、藤原専門参考人、吉成専門参考人に御出席をいただいております。

食品安全委員会からは、祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、杉山委員、松永委員に御出席いただいております。

本日は、Web会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、そちらの注意事項について御説明させていただきます。

1点目、こちらは常時の内容となりますが、発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。

2点目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただくときは、Webexの挙手機能を御利用ください。途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度御入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、座長または事務局が先生のお名前をお呼びいたしましたら、先生御自身でマイク

をオンにさせていただき、冒頭にお名前を御発言いただいた上で御発言をお願いいたします。御発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフにする形で御対応をお願いいたします。

会場で御参加いただいている先生におかれましても、発言者が分かりますように、冒頭にお名前を御発言くださいますよう御協力をお願いいたします。

なお、動画視聴時の録画・録音、画面撮影は御遠慮いただきますよう、併せてお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

次に、事務局から、本日の議事と配付資料について説明をお願いします。

○坂井評価専門官 それでは、本日の議事と配付資料について確認させていただきます。

本日の議事は、「食事由来の化学物質のばく露評価について」及び「その他」になります。

本日の資料は、議事次第、専門委員等名簿のほか、資料１、参考資料が１から８までをお配りしております。会場で御参加の先生方におかれましては、参考資料につきましてはiPadを御参照ください。

不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

○朝倉座長 続きまして、事務局から、平成15年10月２日食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○坂井評価専門官 本日の議事につきまして、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月２日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

○朝倉座長 先生方、御提出いただいた確認書について相違はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移ります。

議事（１）食事由来の化学物質のばく露評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官 それでは、本日の御審議の流れについて御説明いたします。

資料１を御覧ください。まず、前回のワーキンググループにおける御議論を踏まえた修正等につきまして、「第３ 用語の説明」、「第４ 食品健康影響評価における食事由来の化学物質のばく露評価」の３及び４の（２）までを御確認いただければと思います。その後、第４の「４．食品消費量データ」の（２）以降の草案及び「５．データ標準化、取扱、報告のための方法」の（３）までの草案について御審議いただく流れとさせていただきますと幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

それでは、順番に確認していきたいと思います。

「第3 用語の説明」について、事務局より説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官 6ページ、9行目の「4. 食品消費量 (Food consumption)」を御覧ください。前回のワーキンググループでの御議論を踏まえ、「7. 摂取量」の最後の一文、「食品全体としての『摂取量 (intake)』は『食品消費量 (food consumption)』と呼ばれる。」と記載した枠囲みを追加しております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

前回の議論において、food consumptionは食品全体のintakeとイコールであるという考え方で進めていくことになりましたし、用語の説明については、本文作成後にまた議論予定ですので、これでよろしいかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。御意見ある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

では、ありがとうございます。

次に、17ページからの第4の3「(3) 食事性ばく露量推定に使用する濃度データのソース」の修正等について、事務局より説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官 それでは、17ページの枠囲みを御覧ください。18ページの5から8行目の本文記載につきまして、前回ワーキンググループにおける御議論を踏まえて修正しております。また、添加物の使用基準の脚注7につきまして、多田専門参考人からいただきました記載案、また、藤原専門参考人からいただきました修正案を踏まえて、記載を追記してございます。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

18ページの5から8行目については、前回ワーキンググループでの議論を踏まえて修正されているということで、文言が一部修正されているところかと思っておりますけれども、こちらは特に問題ないでしょうか。細かいことかなと思います。

脚注7については、使用基準に関する説明の記載が追加されているということなのですが、こちらも多田先生から御指摘があったところかと思っておりますが、内容はよろしいでしょうか。多田先生、御確認いただいて、問題ないですか。

○多田専門参考人 事務局で修文していただいたとおりで異論ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらは藤原先生からも幾つか御指摘をいただいていたようですけれども、これは文言のことということでよろしいですかね。

では、大丈夫ということで御意見いただきましたので、ありがとうございます。

ちょっと飛びまして、次に、20ページからの「トータルダイエットスタディによって得られた濃度データ」について事務局より説明をお願いします。

○藤原専門参考人 朝倉先生、中断して申し訳ありません。枠囲みの一番下のほうに、続

けて、「測定あるいは報告された濃度」のセクションに、遺伝子組換え食品等の濃度データについて追記いただくのはいかがでしょうかと記載させていただいたのですが、こちらにつきましてはいかがでしょう。

○朝倉座長 「②測定あるいは報告された濃度」のセクションに、遺伝子組換え食品の濃度データ（組換えタンパク質の発現量）について、追記いただくのはいかがでしょうかというところですが、すみません、こちらが見落とされていたかなと思います。

○坂井評価専門官 申し訳ございません。17ページの枠囲みを読み忘れておりました。藤原専門参考人より御提案いただいたところですが、藤原専門参考人のコメントの2ポツ目でございます。「②測定あるいは報告された濃度」のセクションに、遺伝子組換え食品の濃度データ（組換えタンパク質の発現量）について、追記いただくのはいかがでしょうかというコメントをいただいております。

○朝倉座長 こちらは、具体的にどこから移動してくるという意味合いでしょうか。

○藤原専門参考人 ありがとうございます。こちらにつきましては、もともとEHC240にはなかったもので、どこから移動ということはございません。ただ、溶出試験についてはこちらにもともとなかったのですけれども、食品接触材料に関して少し追記をしていただいたという経緯がございましたので、それと同様に、遺伝子組換え食品、特に添加物のほうについては添加物と同様に考えられるかと思うのですけれども、組換え食品のほうについて発現量をどう測定するかみたいなどころがあるかと思うので、こちらについて、ごく簡単にどこかに記載するのはいかがでしょうかという御提案でございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。そうしますと、この間、児玉先生からお話いただいた部分ということになってくるかと思うのですが、児玉先生、この辺をちょっと簡単に何か追記することは可能でしょうか。

○児玉専門参考人 今すぐ何か出せと言われると、ちょっと出せませんけれども、少し時間をいただいて、多少事務局とも相談させていただきながら追加することは、やれと言われれば、やらせていただきます。

○朝倉座長 ありがとうございます。急に今というわけにはいかないと思いますので、少しこちらは事務局のほうと御検討いただいて、簡単にということだと思いますので、前回御発表いただいた内容を踏まえて、内容をちょっと御検討いただくということでお願いしたいと思います。すみません。こちらを飛ばしてしまいまして、失礼いたしました。

龍田先生、お願いします。

○龍田専門委員 20ページ目の9行目は「モニタリング計画は」という書き出しから始まっています。そこまでの流れでは、例えば18行目には「モニタリング及びサーベイランスの対象となるのは」と書いてありますが、突然モニタリング計画という言葉が出てきていて、この計画というのは一体何を指しているのか、モニタリングと言っていることとは意味が違うのかなというところが気になりました。

さらにもう一つは、20ページ目の20行目、21行目ですが、これも、「その結果」というと

ころから「精確な高い残留濃度の導出に影響する可能性がある」と、日本語が難しいなと思いました。なので、簡単に、高い残留濃度を精確に推定するぐらいの文章でもいいのかなと思った次第です。

○朝倉座長　ありがとうございます。

モニタリング計画という言葉は、多分、初出は19ページですね。19ページの20行目辺りの「食品に含まれる化学物質の濃度データは、通常、モニタリング及びサーベイランス計画を通じて入手され」というところからモニタリングの話が出てくるのかと思います。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員　龍田専門委員から指摘いただいたことは、私も気になりまして、計画というのはモニタリングあるいはサーベイランスをどのように行うかを計画するということです。なので、モニタリング、サーベイランスという実行対象とは違ってきます。ですので、この文脈の中で計画という言葉を使うのが適切かというのは、一つ論点になるかと思います。

似ていることなのですけれども、全部の文章が出来上がったときに用語の統一についてはもう一度見直すべきかと思いますが、例えばスクリーニング調査という言葉が使われたり、スクリーニングという言葉が使われたり、マーケットバスケット方式という言葉ですとか、マーケットバスケット方式調査という言葉が使われているとか、用語として不整合な部分はほかにもたくさんございますので、その都度直していくということも一つの方法だと思いますけれども、本文書作成の最終段階において全体を見渡し、整合を取っていくことを作業としたほうが、見落とし等がなくてよろしいのかなと思います。

ただ、その場でこの用語に関しては整合が必要ではないかということについては、記録をしていただきたいと思います。

○朝倉座長　ありがとうございます。

確かに、今私が申し上げた19ページのほうは、モニタリング及びサーベイランス計画を通じてではなく、モニタリング及びサーベイランスを通じて入手され、というほうがいいのかもかもしれません。ただ、20ページの9行目のほうは多分、計画だと思うのです。なので、ちょっと意味が違うかなとも思いますので、この辺は言葉の整備をするということで記録しておいていただくことになるかなと思います。

一番最後の文章のところがちょっと分かりにくいということで、今御指摘いただいた20ページの20行目から21行目です。ここのところは文言の問題かなと思いますので、龍田先生、あれでしたら、ちょっと書いて事務局のほうに送っていただいて、分かりやすくするというので教えていただければと思います。

○龍田専門委員　ありがとうございます。

○朝倉座長　渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員　追加で、修正してしまったほうがよいであろうところについて、代替案を出させていただきます。20ページの7行目「このようなサンプリング方法を用い

ることで」とありますが、その前文はサンプリングの方法を書いたものではなくて、どのようにサンプリングするかを書いていますので、「このようなサンプリングを行うことで」と修正したほうが、日本語としてのつながりがよろしいかと思います。

もう一点、同じく20ページの24行目、25行目に新しく「モニタリング及びサーベイランスデータの一部であり、」という言葉が挿入されておりますけれども、トータルダイエツトスタディ自体はデータを取得するための手段であって、データではございませんので、このデータという言葉は修正をする必要があるかと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

20ページの7行目「このようなサンプリング方法を用いることで」の「方法」は取るということで、これはいいのかなと思います。

20ページの下部分は、次になってくるかと思うのですが、こちらは今御指摘いただいたのでついでにやってしまいますと、「モニタリング及びサーベイランスデータの一部であり」ではなくて、モニタリングなりサーベイランスなりという一定の調査なり行為のことを指しているということで、データという言葉は削除ということで、こちらもそれでよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。御意見ある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

では、今の2か所は用語を取っていただくということで、お願いいたします。

藤原先生、お願いします。

○藤原専門参考人 少しだけ補足です。先ほど龍田先生から御指摘いただいたモニタリング計画ですとかサーベイランス計画、こちらはもともとEHC240の原文のほうにモニタリングプログラムと出てきていて、特にモニタリングプログラムとは何ぞやみたいな説明はないのですが、今の御議論を踏まえて、分かりやすいように修正してもよろしいのかなと存じます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうですね。計画が入るのか、入らないのか、さっき出てきたデータが入るのか、入らないのかといったところは、また見直していく必要があるところかと思います。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員 藤原専門参考人の意見を聞きまして、追加でございますけれども、モニタリングとサーベイランスという言葉が定義されてございません。食品安全行政上、モニタリングとサーベイランスを明確に区別しておりますので、この文章の中あるいはほかの部分で用語の定義として、モニタリングとは何ぞや、サーベイランスとは何ぞやということ定義されたらよろしいかと思います。提案です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

用語の定義になりますと、最初のところですね。「第3 用語の説明」のところに加えるということで。

藤原先生、お願いします。

○藤原専門参考人 今回の件で少し補足で、たしかモニタリングとサーベイランスについては、食品安全委員会の用語集にもともと記載があったので、こちらの手引き案の用語のほうには載っていなかったのかなと思うのですけれども、そちらも渡邊専門委員の御指摘と併せて御確認いただければ幸いです。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ほかは大丈夫そうですか。よろしいですか。

では、次に行こうかと思えます。次に、20ページの下のところ。「トータルダイエツトスタディによって得られた濃度データ」の修正について、事務局より説明をお願いします。

○坂井評価専門官 それでは、20ページの枠囲みを御覧ください。

前回ワーキンググループにおいて藤原専門参考人からいただきました御提案のとおり、陰膳方式調査に関して、マーケットバスケット方式調査の記載に合わせて、濃度に関する説明を中心とした記載とし、それ以外の項目は、修文を加えた上で、記載を第4の4に移動する修正を行っております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

前回のワーキンググループにおける議論で、ここでは個人の摂取量ではなくて濃度に関する側面を記載するという方針になったかと思えます。この修文案のとおり本文を修正しましたというのは、20ページの24から25行目のところと、あと21ページの後半の部分で結構大きく直しているところということになりますでしょうか。

○坂井評価専門官 そうです。

○朝倉座長 そうすると、こちらは確認したほうがいいですかね。読ませていただくと、21ページの22行目からのところになるかと思えます。「陰膳方式調査は、調査対象者が消費した食事と同じものをもう1食分余分に用意し、その化学物質の含有量を分析する方法であり、「消費される状態」の食事に基づいて個人レベルの食事性ばく露量に関する情報を提供する」。これ以降のところを追加していただいているのかと思えますけれども、「この調査では、調査対象者が消費する状態として加工・調理した食事（通常、1日分）を混合して化学物質濃度を測定する。このため、調理・加工による安定性の低い化学物質への影響や新たな化学物質の形成への影響を考慮した、調査対象者の各調査日の食事に含まれる化学物質濃度の最も精確な測定値が得られるが、化学物質のばく露源となる食品の特定は制限される」という内容になっております。これ以降の部分は削除となっておりますけれども、こちらで問題ないでしょうか。特によろしいですかね。どういうふうに分析しますということをきちんと書き出していただいたというところかと思えます。ありがとうございます。

そうしましたら、次が22ページの「食品に含まれる化学物質濃度に関する利用可能なデータ」の修正についてです。こちらは事務局より説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官 それでは、22ページの枠囲みを御覧ください。

前回ワーキンググループにおいて多田専門参考人からいただきました御提案並びに藤原専門参考人よりいただきました追加修正を踏まえ、③の「食品に含まれる化学物質濃度に関する利用可能なデータ」というタイトルの直下に、利用可能なデータの例である旨の記載等を追加しております。

また、「b. サーベイランス及びモニタリングデータ」につきましても、前回ワーキンググループでの御議論を踏まえて修正し、渡邊専門委員から御提案いただきました残留農薬等の検査結果等につきまして、脚注14に追加をしております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらも前回のワーキンググループでの議論を踏まえて、追加や修正がなされたということです。最初の部分、22ページの6から8行目の部分は、ここにあるデータはあくまで例ですよということを前書きとして追加されたということかと思いますが、多田先生、こちらは問題ないでしょうか。

○多田専門参考人 問題ございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

それから、「b. サーベイランス及びモニタリングデータ」のところが、有害物質の後に括弧書きになっているところの有害化学物質を除いて括弧を取ったというのと、あと、厚生労働省のデータをURLも含めて追加していただいたということかと思います。

そのぐらいかと思いますが、あとは藤原先生からのところもございますね。22ページの7行目の「なお、当該化学物質の」、ここも反映されておりますね。

ということで、御指摘は反映されているかと思いますが、特に問題ないでしょうか。大丈夫ですかね。

では、続きまして、23ページ、第4の「4 食品消費量データ」の修正等について、事務局より説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官 それでは、23から24ページにかけての枠囲みを御覧ください。前回ワーキンググループでの御議論を踏まえ、こちらは見え消しを反映しておりますので分かりにくくなっておりますが、24ページの16行目末から17行目の最初です。こちらは元は「食事に関する記録」との記載だったのですが、御議論を踏まえて「食事記録」に修正を反映しております。また、18行目最初の「我が国の」を削除いたしております。

また、継続審議とされました24ページの2行目から5行目になりますが、こちらは中山専門委員からいただきました修正案を踏まえて、本文の記載を修正してございます。

なお、原文のEHC240におきましては「should」が用いられており、原文に忠実に訳すと「べきである」となるところではありますが、本手引き全体の書き方に合わせまして、文末を「望ましい」と記載しております。

以上、御確認をお願いいたします。

○朝倉座長　ありがとうございます。

こちらも前回ワーキンググループでの議論と、あと、中山先生からいただいた修文案を踏まえて修正がなされているということです。

16行目から18行目ぐらいのところは、細かい文言の整理かなと思います。

最初の2行目から5行目の辺りが大きく直されているところかと思うのですが、こちらを読みますと、「食事性ばく露評価に使用される国の食事調査由来の食品消費量データには、可能な限り、食品へのアクセス及び食品消費パターン、ひいては潜在的な食事性ばく露に影響を及ぼし得る要因に関する情報を含めることが望ましい」。この「望ましい」というのは「should」なので、「べきである」と訳するのが普通なのかもしれないのですが、ほかの書き方と合わせて「望ましい」と訳されているということだそうです。

原文も上の四角囲みの中に出ておりますが、こちらは問題ないでしょうか。よろしいかなと思いますが、「hence」とかその辺のところで前後関係をどうしようかというので議論になったところかと思いますが、よろしいですか。

では、これでよろしいかと思います。

そうしますと、次が25ページになります。「(2) 食品消費量データの収集」のところです。こちらの修正について、事務局より説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官　それでは、25ページの枠囲みを御覧ください。前回のワーキンググループにおける御議論を踏まえ、25ページの8行目を「食品消費パターンに関する情報の粒度が異なることを認識することが重要である」としております。なお、前回ワーキンググループでは、レベルに代わる用語として、先ほど申し上げました粒度のほかにも、度合いや程度、内容といった御提案もございましたので、どの用語が適切かについて御検討いただければと思います。

また、12行目になりますが、「購入した状態の食品なのか、消費される状態の食品なのか」につきましては、「購入時の食品なのか、消費時の食品なのか」に修正をしております。

また、前回ワーキンググループにおいて未審議の部分となりますが、14行目からの最後の段落につきまして、大久保専門委員からの修文案を踏まえて修正しております。

なお、本手引き内の他の箇所との記載と合わせ、「集団全体」や「サブ集団」の用語を用いております。また、「食品を摂取する」の部分を「食品を消費する」としております。

また、藤原専門参考人より、購入した状態を購入時、消費される状態を消費時への修正に伴い、他の部分でもこの修正を反映する旨、御助言をいただいております。

以上、御確認と御検討をお願いいたします。

○朝倉座長　ありがとうございます。

この項から、前回審議が終わっているところと審議していないところが混じってきますので、気をつけてやっていきたいと思います。

まず、8行目のレベルのところです。こちらは前回のワーキンググループで粒度という

用語の御提案があって、一応粒度ということで修正をしております。ほかにも幾つか単語の御提案はあったのですが、なかなか個人と世帯と集団とみたいな、そのレベルの違いを表現するいい単語がなくて、粒度という言葉が一番、正確性というのも違うと思いますので、一番いいかなと思って、このような状況になっているのですが、こちらに関してはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、この言葉でいこうかなと思います。

それから、12行目の購入時の食品なのか、消費時の食品なのかというところについては、20ページの4行目も同じように記載があって、こちらと合わせてあるということで、今後同じような表現が出てきたら、こういうふうに購入時のとか、消費時のというふうにするということかと思えますけれども、こちらもよろしいですかね。

ここまでが前回議論されたところかと思えます。ここから先が未審議の部分になってくるのですが、15行目からの記載については、大久保先生より御提案いただいた修文案を反映しているということになります。こちらはいかがですか。大きく意味が変わったというよりは、用語を整理していただいたようなところが大きいかなと思いますが、大久保先生、追加もしくはまとめ等々ございますか。

○大久保専門委員 事務局より御修正いただいた内容で問題ないと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方はいらっしゃいますか。大丈夫そうですね。こちらは読みやすくなっているかなと思いますので、これでいこうかなと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、次が26ページになりますけれども、「①食事調査法」、「a. 集団に基づく方法」という辺りになってきます。新たに御審議いただく部分になります。事務局から説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官 それでは、26ページの枠囲いを御覧ください。こちらはEHC240の6.4.2.1及び食料需給表を踏まえて記載しております。参考資料2として共有しておりますEHC240の原文も御参照の上、手引き案として過不足ないかを御検討いただきたく存じます。

先生方に事前に御確認をお願いいたしましたところ、修文等の案をいただきました。

まず、藤原専門参考人より、使用される可能性が低いため、27ページの9行目から20行目「国の食料供給データの」から始まる部分から「一方で」のところまでの段落ですが、この3段落について削除するのはいかがでしょうかとの御提案をいただいております。

また、大久保専門委員、朝倉座長より、commodityの訳についてのコメントをいただいております。

多田専門参考人からは、27ページ、8行目の「有用ではない」という文末がございすが、こちらの表現が適切かどうかについてコメントをいただいております。

事務局といたしましては、食品表示の区分等を参考に、commodityを「個別品目」または「食品」、raw commoditiesを「生鮮食品」、semi-processed commoditiesを「半加工食品」、

processed commoditiesを「加工食品」としております。なお、「半加工食品」という言葉は一般的に用いられておりませんが、「半製品」と呼ばれるものがあるようですので、ほかとの並びを取って記載させていただきます。

以上、御確認と御検討をお願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしましたら、ここからは順に確認をしていきたいと思います。

まず最初、ちょっと大きなところですが、藤原先生から「国の食料供給データ」以降の3段落は削除してはどうでしょうかという御意見をいただいております。ここは食品消費量データが使用される可能性が低いとおっしゃっていただいているのですけれども、追加等々ございますでしょうか。お願いいたします。

○藤原専門参考人 特に優先順位が低いということで、削除しても大丈夫なのではないかというところなので、ほかの先生方に御判断いただければと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

食料供給データそのものについては、27ページの最初のほうに説明はあるのですね。それ以下の9行目以降のところは限界点ですとか、細かい部分の説明ということになるのかなと思いますが、削除という御意見なのですから、いかがでしょうか。

渡邊先生、お願いいたします。

○渡邊専門委員 これも記憶が定かではないのですけれども、需給量データを使ったばく露量推定の具体的な対象として、食品添加物が取り上げられていたかと思います。ですので、国際的に見たときに食品添加物のばく露量推定を需給量データに基づいてするということは一つの方式として認識されていますので、そのことを考えますと、ここでわざわざ消さなくてもいいという考え方もできるかと思います。

多田専門参考人の意見をお伺いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

多田先生、いかがでしょうか。

○多田専門参考人 確かに、場合によっては食料供給データを使用せざるを得ないというケースもあったかと思います。そのため、削除せずに残しておくほうがよいということと、また、そういった方法を使わなくてはならなくなったときの限界点をここで示しておくということは、意味のあることではないかと感じております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

物によってはこれを使うこともあるので、限界点も含めて残しておいたほうがいいだろうという御意見だと思いますけれども、ほかはございますか。

藤原先生、お願いします。

○藤原専門参考人 渡邊専門委員、多田専門参考人、ありがとうございます。この点で補足なのですから、こちらのセクションですと、あくまで食品消費量として需給データを扱っておりまして、今御指摘のあった添加物の化学物質そのものとしての生産量統計を

使うという話は、EHC240のこの部分の原文では取り上げていなくて、この手引きで言うところの第4の6で取り上げているのです。それもあって、細かい部分はなくともいいのかと思ったのですが、今、多田専門参考人から御指摘のあったとおり、限界点等の解釈に役立つということで残すというのもありかと思えます。このセクションがあるのは、EHC240は国際的なばく露評価の方法について定めているものが多くて、国際的な比較の場合には需給データであるGEMSクラスターダイエットというデータを使うので、こちらが先に出てきているのかと思えます。一応、添加物については後半のところでも議論する予定ということも補足しておきます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

特に追加がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

ここは残しておくことにしましょうか。残してしまって、後から分からなくなるというのがありますし、残しておいて、その後ろのほうで出てくるということであれば、またそこらも確認してということもあるかと思えますので、こちらは残しておくことにいたしましょうか。いかがですか。よろしいですか。

では、次に行きたいと思えます。大久保先生及び私が指摘をしている部分なのですが、commodityという語の訳がなかなか、commodityという語感自体が日本人にはちょっと理解が難しいところなのかなという感覚もあるので、これはどういうふうに訳しましょうかというところかと思えます。

大久保先生、追加で何かございますか。

○大久保専門委員 特にありません。この章については、農林水産省の食料需給表を踏まえて記載されているということだったのですが、そちらに生鮮品目という言葉が見当たらなかったため、お伺いした次第です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

生鮮品目の部分は生鮮食品に書き換えてくださったということなので、それですっきりしたかなとは思えます。品目という言葉と食品という言葉が引っかかるのは引っかかるのですが、食品といえば物なのですが、品目という言葉が指しているようなイメージがあって、それでちょっと引っかかるかなと思ったのです。食品で統一してもいいのかなと私は語感的に思ったのですが、ここは御意見ある方はいらっしゃいますか。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員 このcommodityという言葉はコーデックスのフレームの中ではよく使われる言葉で、コーデックス自体が食品を対象とした国際政府間組織ですので、そこで扱うのが食品というのは当たり前のことです。その食品がどういった食品なのか、例えば乳製品なのか、畜肉製品なのかということで区別して考えるときには食品、foodという言葉を使うかもしれませんが、foodを含めたもっと上位の言葉としてcommodityという言葉が使われることが多くあります。

ただし、commodityの言葉を全て、品目といった言葉で訳していきますと、日本人の感覚

としては、あまりぴんとこないというのは御指摘のとおりですので、場合によっては具体的な食品名を挙げるということでもよろしいかと思います。例えば、一般的には「個別品目」という言葉を使っておき、生鮮品であれば「生鮮食品」あるいは「生鮮品」という言葉を使ったりというように、使い分けをするということを基本としてこの文章をつくることに合意がされていれば、それでよろしいかなと思います。

○朝倉座長　ありがとうございます。

ここの用語の整理については、ほかに御意見ある方はいらっしゃいますか。

藤原先生、お願いします。

○藤原専門参考人　今のcommodityについては、渡邊専門委員から御説明があったとおりです。私はもともと疫学がバックグラウンドで食事調査をやっていたので、食品安全に関わって初めてcommodityという言葉を見るようになったので、朝倉座長や大久保専門委員が「これは何だ」と言うのはよく分かるところです。

ただ、commodityについて、用語の説明か何かのところに定義を加えたほうがいいのかと思ったのですが、EHC240の用語集ですとか、あとは農水省が出しているガイダンス等を見たのですが、用語の定義に関する説明がないのですね。ですので、もし可能であれば、何か資料があれば、それを基に用語の定義のところに加えていただくのもいいのかなと思います。ただ、食品安全の分野ではあまりにも当たり前に使われていて、今さら定義するまでもないということなのかもしれないのですが、もしこの点について何か御意見があれば、お伺いできればと思います。

○朝倉座長　ありがとうございます。

当たり前の言葉なのですね。なので、こういうことになるんだなと思うのですが、食品と訳していただいているところは、生鮮食品とか加工食品とか半加工食品というところは自然になっていると思います。個別品目というのは、これはこれで通る感じですかね。個別食品とかそういう言い方はしないことになりますか。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員　個別品目、個別食品という言葉は、どっちつかずといえますか、これと決まったものがなくて、ある人は個別品目と言い、ある人は個別食品と呼ぶというような状況にございます。ただ、先ほど私が説明させていただきましたとおり、食品を扱うということが前提となっていますので、その中であえてまた個別食品というのは、二重に何かを扱っているように私は感じるので、個別の品目に属する食品というような理解から、私自身としては個別品目を使います。繰り返しですが、個別品目と個別食品のどちらがよいということは決まりがございません。

○朝倉座長　ありがとうございます。

今の御意見をお聞きして、何となく品目と食品の使い分け的なところが私なりには腑に落ちたのですが、皆さん、いかがでしょうか。こんな使い方でもよろしいですかね。それぞれの食品を指しているときには食品で、もうちょっといろいろな食品があって、そ

れをまとめてというときには品目という言葉が出てくるのかなと理解したのですが、こういう使い分けでよろしいですかね。

石見先生、お願いします。

○石見専門委員 Commodityという文言の印象からは、やはり個別の品目というのが一番すっきり入ってくる言葉だと思いますので、あえて食品にせずに、個別品目でよろしいかと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

では、こちらは、今修正していただいている形でいこうかなと思います。

ほかに追加はよろしいですかね。ありがとうございます。

そうしましたら、次に行きますと、多田先生のほうから、有用ではないという表現がどうですかというところに対して、これは27ページの8行目かと思います。

多田先生、こちらに関してお気づきになったことを御説明いただいてよろしいですか。

○多田専門参考人 原文を読み返しまして、確かにusefulとなっていましたので、有用でないということでもよろしいかと思うのですが、一般には、というニュアンスのほうがいかなと思いました。一般には、という言葉が入っていれば、有用ではないという表現でもいかなと後から確認して思いました。

ただし、食料供給データそのものは確かに購入状態の食品等々ですので、そのままのデータは有用ではないのですが、場合によっては、特定の食品に関する食料供給データしか使えない場合などは、供給状態の量であるということを考慮した上で使用せざるを得ないケースもあったように記憶しております。そのため、原文にはないのですが、そのままのデータではというようなニュアンスが入るほうが好ましいとは感じました。ただし、原文にはありませんので、今の書きぶりで、一般には、という感じに、「は」という語を1つ入れていただければよろしいかと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

一般に有用ではないというと、有用ではないがちょっと強過ぎるというニュアンスだという多田先生の御意見かなと思いました。一般にはと「は」を入れれば、もうちょっとそこが緩められますよねというところなのかなと思いましたけれども、こちらは「一般には」に書き換えていただくことでよろしいですかね。日本語もなかなか難しいなと思うところでございます。ありがとうございます。

この部分についてはそこまでかと思います。よろしいですかね。

そうしましたら、次が、また先のほうに行くのですが、四角が長いので大分先になるのですが、4の(2)の①の「b. 個人に基づく方法」のところですよ。

○藤原専門参考人 その前に一言だけ補足をよろしいでしょうか。

○朝倉座長 お願いします。

○藤原専門参考人 今、朝倉先生から御紹介のあった「個人に基づく方法」ですが、実はこの前に、集団に基づく方法と個人に基づく方法の間に「b. 世帯に基づく方法」と

いう赤字で消えているセクションがございました。こちらにつきましては、もともと項立ての話をするときには特に何も指摘がなかったのですけれども、世帯に基づく方法というのは、世帯のどれぐらい在庫があるかみたいなものを調査するのですけれども、どちらかといえば食品安全保障のフードセキュリティの目的等で使われるものということで、今回のばく露評価にはあまり関係ないかなということで、私のほうで削除させていただいたところがあります。こちらについて問題ないか、一応確認させていただければと思っております。事務局の枠囲みがなかったので、補足で入れさせていただきました。失礼いたしました。

○朝倉座長　ありがとうございます。

「b. 世帯に基づく方法」というところが丸ごと削除されているのですけれども、個人の摂取量の推定というところでは、必要ないのではないかとということなのですけれども、よろしいでしょうか。原文では「6.4.2.2 Household-based methods」となっているところかと思えます。実際に記述もそんなに多くはないですね。よろしいでしょうか。

では、次に行きたいと思えます。個人に基づく方法ですね。こちらは四角が大きいので、27ページの22行目の下からの四角かと思えますけれども、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○坂井評価専門官　それでは、27ページからの枠囲いを御覧ください。こちらはEHC240の6.4.2.3などを踏まえまして、記載をしております。こちらについても先生方に御確認をお願いしましたところ、修正等の案やコメント等をいただいております。

まず、吉成専門参考人より、（b）24時間思い出し法が日本ではほとんど使われていないとのことであれば、参考情報として後ろに回してもよいのではないのでしょうかとのコメントと、（c）食物摂取頻度質問票、（d）食習慣質問票、（e）食事歴法の日本での使用実態について御質問をいただいております。

また、前回のワーキンググループにおいていただいた松本専門委員、多田専門参考人、大久保専門委員からの修正案を踏まえて修正を行っております。

さらに、朝倉座長より（b）24時間思い出し法のタイトルの修正と、30ページの17行目から19行目についての修文案、30ページの27行目の「促進する」を「向上させる」に修正する御提案と、31ページの14行目から16行目の修文案をいただいております。

また、大久保専門委員より、（a）食事記録法、（b）24時間思い出し法、（c）食物摂取頻度質問票について、それぞれ追加の修文案等をいただいております。

また、藤原専門参考人より、（b）24時間思い出し法の30ページ、7から8行目の記載、16行目から17行目の記載、19行目から22行目の記載、26行目から31行目の記載についてコメントをいただいております。さらに（c）食物摂取頻度質問票の31ページ、14行目からの記載等について修文案をいただいております。

以上、御確認と御検討をお願いいたします。

なお、こちらはコメントやいただいた修正案が多くて、コメントボックスが長くなって

おりますので、実際に御提案いただきました修正案等につきまして、29ページからのように段落の最後に御提案等をいただきました専門委員、専門参考人のお名前を記載してございますので、こちらにつきましては、本文の順に御検討いただいたほうが効率的かと思っております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

本項に関しては、たくさん御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。修文案が主なのですが、一番最初の吉成先生の御意見は、全体の構成に関わることなので、ここはちょっと御説明したほうがいいところなのかなと思うのですが、吉成先生、追加で何かございますか。

○吉成専門参考人 いえ、特にこの書いたとおりでして、英文ですと先に24時間法が来ていまして、次に記録法。この辺りは恐らく日本で使われている頻度を踏まえて逆にしたのかなと思ったのですが、一方で、その後の（c）（d）（e）はどのくらい使われているのかなというところが、（a）と（b）は書いてあるのに、（c）と（d）と（e）は書いていないのが、ちょっとその辺りはバランスが不思議に思ったという意図です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ここは多分、食事調査の教科書などを見るとこういう順番になっていることが多くて、食事調査をやっている人はこの順番が自然だと思うのです。食事記録法と24時間食事思い出し法というのは、食事調査の中では一番信用できる方法とされているので、最初のほうに来ていることが多くて、かつ日本だと食事記録法のほうがずっとよく使われているので、こちらが先に来ているという感じがなと思います。それ以降の（c）（d）（e）につきましては、質問票調査として、大規模疫学調査などで結構使われていたりするのですが、この本文にもありますけれども、比較的精度という点では落ちるところがあって、いろいろな教科書とかでも後のほうで説明されているので、この順番というところかなと思います。

この点に関して、御意見のある方はいらっしゃいますか。食事調査専門の先生はいっぱいいらっしゃるので、何かあればと思いますけれども、よろしいですか。

藤原先生、お願いします。

○藤原専門参考人 吉成専門参考人の御指摘をいただいて、少し迷った箇所があります。どこかという、食事歴法の調査です。食事歴法、食事調査の先生方がいらっしゃるので御存じだと思うのですが、現在だと質問票形式でされることが多くて、こちらの（e）で書かれているような古典的な面接法による食事歴法はあまりされないのかと思うので、こちらについてはなくてもいいかと。あってもいいですし、なくてもいい。食事歴法のエッセンスみたいなものについては、食物摂取頻度質問票のほうに反映されているので。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ちょうど食事歴法が一番最後なので、それを前から見ながら整理していこうかなと思います。ありがとうございます。

ほかに追加のある方はいらっしゃいますか。順番としては、これでいいかなという感じでございますが、よろしいですか。

では、1つずつ見ていこうかと思います。

まず、29ページの3行目から10行目のところです。こちらは大久保先生からいただいた御意見で、文言の整備がされているところ、食事記録の前半の部分になります。こちらは食事記録の期間のところを修正していただいたりとか、申告を記録という言葉に書き換えていただいたりですとか、食品及び飲料の情報を収集して、ほかの情報もいろいろ収集することはあるけれども、ないこともあるということで、書き方のニュアンスを変えていただいているところかと思います。

ここまでで、大久保先生、追加で何かございますか。

○大久保専門委員 特に追加はございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

何かほかの先生でお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

では、次の11行目に行こうかと思います。11行目から22行目までのところ、こちらは大久保先生が大分文言を整備してくださったのかと思いますが、食事調査法としてよく使用されているということと、都度記録していきますよと、精度が高いですというような説明ですね。ただ、詳細な記録は調査対象者に多大な労力と時間を要するため、記録の負担を避けようとして無意識に食事内容を簡略化したり、ふだんとは異なる（記録しやすい）食品を選択したりする可能性があることに留意が必要であるというようなところを、17行目から20行目のところは消してありまして、ここの内容に当たる文言を整えていただいたところかと思います。ここについても問題ないかなと思いますけれども、大久保先生も特に追加はないですかね。

○大久保専門委員 追加はございません。

○朝倉座長 ありがとうございます。

文章の内容として、これでよろしいですか。御意見のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

では、食事記録法はここで大丈夫かなと思います。

次に、（b）24時間食事思い出し法ということで、なぜかタイトルだけ「食事」と書いていなかったのも、「食事」を追加してくださいと私がお願いしたところになります。

あとは、29ページの25行目から30ページの12行目までのところが1つのパラグラフになっておりまして、こちらは大久保先生から文言の整備、御意見をいただいております。面接という言葉が入ってきたり、直していただいているのは後半ですね。「消費内容は、食事情報の聞き取りについて訓練を受けた調査員の補助を得て、対象者の記憶を辿りながら確認される。この際、調査員は自身の主観を交えず、中立的な立場から情報を引き出す必要がある。聞き取りは通常、対面で行われるが、電話やインターネットを介して行われることもある」ということで、最近の状態、インターネットでの24時間思い出し法の調査な

どもありますので、その辺も踏まえて書いていただいたところかと思います。

ここも、大久保先生、特に追加はないですかね。

○大久保専門委員 大丈夫だと思います。

○朝倉座長 こちらは記述の内容としてはよろしいでしょうか。訓練を受けた調査員というのが、日本ではあまりいらっしゃらないということで、あまり24時間思い出し法をやられていないということかなと思います。

13行目から24行目は、こちら食事記録法との比較でどうかというようなところで、文言をちょっと足していただいたりするのと、あとは24時間食事思い出し法、国際的にはこちらのほうが一般的なのですけれども、我が国では行われていないということが書かれているところかと思います。先ほど申し上げたように、なかなか調査をできるだけの人材がないということかかと思っています。

あとは、情報の精度が調査対象者の記憶に大きく依存することがあるというようなところを修正していただいております。

ここは私、あと、松本先生、多田先生、大久保先生から御意見いただいて、このようになったということなのですが、松本先生、多田先生、大久保先生は、特に追加とか、ちょっと意図と違うとかはありますか。大丈夫ですかね。特になければ、進めさせていただこうかと思っています。

多田先生、お願いします。

○多田専門参考人 私のほうから、30ページの16行目から17行目にかけまして、「我が国においては現時点では」という言葉を入れてはどうかということで、以前提案させていただきました。しかし、四角囲みの中の藤原専門参考人の御意見を拝見しまして、この手引き全体を通して現時点という背景はあるのだというような御指摘がありまして、確かにそうだなと思いましたし、この手引き自体がいつ仕上がるかということも分かりませんので、少なくともこの「(2026年時点)」という言葉の括弧の中は不要だなと感じました。また、「現時点では」という言葉も、全体を通してそういうことであれば、あえて付け加えなくてもよいのではないかと思います直しましたが、いかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

こちらはそうですね。いかがですか。御意見のある方はいらっしゃいますか。

松本先生、この辺はいかがですか。

○松本専門委員 ありがとうございます。

「現時点では」だけで私は十分かなと確かに思います。2026年時点ではというと、これはずっと更新していかなければいけないので、いつの時点で公表になる等を踏まえて判断が多分難しいと思います。どの段階でエビデンスが増えたかというところが難しいと思いますので、「現時点では」だけをつけるか、取るかという判断のほうがいいかなと少し思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

24時間思い出しが使われるようになるという事態は、今後、想定し得ますかね。

○松本専門委員 24時間思い出しが国際的にはオートマティックになっていますので、今後出てくればということになると思いますが、ご研究されている先生方がいらっしゃいますので、できたらということかなと思います。

○朝倉座長 そうですね。その辺がちょっと私も引っかかって、もしかすると本当に現時点では、今後出てくる可能性もなくはないかなと思ったので、ここは「現時点では」と入っていてもいいような気もするのです。なので、多分これが5年とか10年たったときに状況が変わっている可能性はあるかなと思ひまして、これはむしろ2026年時点ではと書いてあるほうがいいのではないかなという気もするのですけれども、いかがですか。現時点というと、その現時点というのがいつなのか、読んだ時点なのかどうかというのが明確ではなくなくなってしまうので、どうかなと思ったのですが。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員 記載する、しないというのは専門の先生方にお任せしたいと思うのですが、もし記載し具体的な数値を挙げると、その後、文書の更新等にかかってくるとするのは意見として出されているところで、それを避けるためにも、本文書作成時点ではといったような言い回しにすると、将来的にも問題にならないのかなと思いました。

以上です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

非常にいい御意見だなと思ったのですが、本文書作成時点ではというふうに入れておくというのはいかがですか。何かちょっと状況が変わりそうな気もしなくはないなと思ったりして、よろしいですか。ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

石見先生、お願いします。

○石見専門委員 今の渡邊先生の御意見に賛成なのですが、その後の「ほとんど使用されていない」というのはちょっと強過ぎるかなと思って、使っている先生もいると思うのです。ほとんどというと、全部本当にサーチしたのかという疑問が生じるので、あまり使用されていないぐらいのほうがよろしいかなという印象でございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方はいらっしゃいますか。

そうすると、我が国においては、本文書作成時点ではあまり使用されていないという感じになるかと思いますが、それでよろしいですか。

では、そのような形にしようかと思います。ありがとうございます。

では、ここまでで、25行目のところまで来ましたね。最後、26行目から31行目のところは文言の問題ですね。食品消費量データの精確性を改善し、集団に対する調査の食事データの妥当性を向上させるため。促進させるではなく、向上させるのほうがいいのではないのでしょうかというのは私が申し上げたことなのですから、こちらはよろしいですか。

ありがとうございます。

藤原先生、お願いします。

○藤原専門参考人 今の24時間思い出し法のところを踏まえて2点ございます。もしこれ以降の食物摂取頻度質問票等もやってから検討したほうがよいということであれば、あとでまとめて検討いただいても構いません。

1点目ですけれども、大久保先生の修文で、24時間思い出し法のやり方です。先ほど電話やインターネットというところを私のほうで一回落としたのですけれども、これを復活させていただいて、かつインターネットを現在の状況に合わせて加えていただいたかと思います。こちらのどういう媒体でやるかというところについては、食事記録法や食物摂取頻度質問票のほうにはあまり詳しく書かなかったのですけれども、24時間思い出し法と合わせるのであれば、例えば食事記録法であれば紙がメインであるとか、食物摂取頻度質問票であれば紙やインターネットで答えるのがメインであるというようなことを付け加えてもいいのかと思ったのが1つ。

2点目といたしましては、30ページの19行目から22行目、こちらについてはほかの調査法にも共通することなので、なくてもよろしいのではないかとということで、削除いただいたということかと思います。けれども、こちらは私としては、限界点として、こういうデータがこういうふうにゆがみやすいということで残しておいてもいいのかと思った次第です。

○朝倉座長 ありがとうございます。

まず1点目は調査方法ですね。何を介して行われるか、対面なのか、電話なのか、インターネットなのかということかと思います。食事記録が紙だということもないと思うのです。最近ではコンピューターでやられていることもあるかと思うしますので、そこまで書くかどうかということですかね。24時間思い出し法のほうは、細かいツールまで書かれていて、食事記録のほうは書かれていないので、そのバランスがどうですかねというところかと思いますが、食事記録法のほうに足すとすると、どうなりますかね。どこかに書くを書いてあるところはありますか。食事記録のほうは、あまり書くとかということも書いていないのですね。

○藤原専門参考人 もともとEHC240の記載を下敷きにしているので、世界的にはあまりされていないということで、あまり記載が多くなかったというところがあります。

○朝倉座長 これはこれでもいいのかもしれませんがね。多分、「通常、対面で行われるが」と書かれてしまっているから、今の言葉を付け加えたという流れなのかなと思いますので、これはこれでもいいかもしれませんが、いかがですかね。何か今と違う書き方をしたほうがいいのかという御意見はございますか。大丈夫そうですかね。

あともう一つは、バイアスの方向が書かれている部分を書いておいたほうがいいのかという御意見ですね。ここは30ページの19から22行目の部分になります。「『健康的』又は『良い』と認識している食品の消費量が過大推定され、『健康的ではない』又は『良くない』と認識している食品の消費量は過小推定される可能性がある」。少ないもの

は過大、多いものは過小に推定される傾向があるということなのですが、ここはいかがですか。これは多分、食事記録でも同じですけども、そこもあるかなという気はします。

○藤原専門参考人 一応、この記載については、もともと24時間思い出し法のところではなくて、この後の統合データの収集法と各調査法の限界点みたいなことが書かれていて、その24時間思い出し法に関するところを持ってきたという感じです。食事記録のほうは、先ほど御説明いただいた食べ方を変えてしまうことが書かれていて、それを持ってきたところですよ。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ここの19行目から22行目を復活させるという御意見については、いかがですか。

大久保先生、お願いします。

○大久保専門委員 前回の事前確認の資料でもちょっとコメントを残させていただいたのですが、ここの文章では、調査対象者が「健康的」又は「良い」と認識している食品の消費量が過大推定され、逆に「健康的ではない」又は「良くない」と認識している食品の消費量は過小推定される可能性があるという文言は、必ずしも24時間思い出し法だけに限らず、食事質問票でも言えます。もし、そういった限界点を書くのであれば、別の項目をつくるのはどうですかというような御提案をさせていただきました。なので、この件については、24時間食事思い出し法に限ったことではないという点を申し添えたいと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうですね。ほかの方法にもあり得ることかなと思いますが、自己申告に基づく食事調査法の欠点であるとかバイアスみたいところをまとめて書く欄は構造上ないのですね。なので、その辺をどこかにまとめて書くかというところかと思いますが。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員 原文を確認しますと、藤原専門参考人から指摘されたところにこの旨が書かれているのですが、この文章を読みまして、では、どうするのがいいのです。調査をすれば、そのようなバイアスがかかるであろうということは往々にして予測がつくのですが、そのような回答バイアスを避けるために調査をする側がどうしたらいいのかということがなく、その点を考えると、教科書的な文章の挿入ということですので、削除してもよろしいかと思いますし、先ほど大久保専門委員から御指摘があったとおり、特別の方法に特化してこの注意事項が発生するというわけではないので、別のところに抜き出して書くというのが適当だと思います。

個人の意見としては、理解はできるものの、書かなくてもいいのかなというような気がいたしました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうですね。ここだけに書かれているというのは確かにちょっと難しいところがあるかなと思いますが、藤原先生、いかがですか。ほかに項を設けるとするのも一つの案としてはあると思いますが、もともとのところは、もっと先に書いてあったということで

すね。

○藤原専門参考人　そうです。もともとはEHC240で言うところの6～54ページです。「(f) Combined data collection methods」といって、統合データを抽出するというようなタイトルになっているのですが、どちらかというと今言った限界点のような話があって、調査法の限界点みたいな話と、あとは短期間の調査法については質問票みたいなものと組み合わせて習慣的なものを出したほうがいいのではないかと、というところが書かれていたと。これを分解して、各調査法のところに当てはめています。

○朝倉座長　ありがとうございます。

元の場合に書くというのはどうですか。

○藤原専門参考人　全てまとめてしまう。

○朝倉座長　まとめて、元の調査法の限界点みたいなところに書いてしまうというのが、いような気もいたしますけれども、どうでしょうか。こちらの食事記録のほうに移してくれた記録の負担を避けようとして無意識にどうするみたいなもの、これは食事記録法に特定のことだと思うので、ここに書くのでいいと思うのですが、全体に係ってくるようなバイアスの出方については、全体に係る記述があったところで、元の場合に書くというのはいかがですかね。

○藤原専門参考人　そうしますと、手引き案で言うところの34ページの(g)統合データ収集法というところに、もともとEHC240であったので、そこに戻して、あとは先ほどのもともとの統合データを統合するみたいなところについても、大久保先生からセクションが違っているので別にしたほうがいいのではないかと、という御指摘を別途いただいているので、そこに書くということもあり得るのかなと思います。

○朝倉座長　ありがとうございます。そんな形でいかがですかね。ここに書くのではなくて、もうちょっと後ろのほうのまとめのところに書くということではいかがでしょうか。

大久保先生もそんな感じでよろしいですか。

○大久保専門委員　よろしいかと思います。

○朝倉座長　ありがとうございます。

そのぐらいですかね。今、24時間食事思い出しのところまではやったということかと思いますが、追加で御意見のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですかね。

では、30ページの33行目、食物摂取頻度質問票のところからまた続けたいと思います。最初の34行目から、31ページの9行目まで、こちらも大久保先生から文言の修正をいただいているところかと思いますが。

内容にすごく関わるようなところはないかなと。食べる回数をというのを、何回消費するかというのに書き下していただいたりしているようなところかと思いますが、大きな問題はなさそうですが、31ページの9行目まではよろしいですか。

○多田専門参考人　書きぶりだけのことなのですが、修正していただいた34行目から35行目のところでは、「食品群を構造化してリストしたものである」になってしまっ

いるので、リスト化したものであるとか、リストとしたものであるとか、一言足りていないので、追記をお願いします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

食物摂取頻度質問票は、個別の食品又は食品群を構造化してリストとしたものである、がいいですかね。化が続いてしまうので、リストとしたものであるでどうでしょう。よろしいですか。

では、そのこのところは「と」を入れるということにして、10行目から16行目まで、こちらは私と大久保先生と藤原先生からそれぞれ意見があったところなのですが、こちらでも食物摂取頻度質問票の特性を表すような部分を追加していただいたのと、あとは文言の修正ですね。こちらについては、藤原先生は何か追加はございますか。

○藤原専門参考人 私のほうは追加はございません。ただ、こちらの食事性ばく露レベルの順位づけと言ったほうがいいのか、それとも相対評価と言ったほうがいいのかというところで、事務局のほうでは相対評価のほうを選んでいただいたのですが、食物摂取頻度を使う者としては、いわゆる順位づけ、ランキングという言葉のほうがなじみがあります。この辺りはどちらのほうが分かりやすいか、朝倉座長、大久保専門委員から御意見等があれば伺えればと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

大久保先生、この文言の辺りはいかがですか。御修正の内容も含めて、いかがでしょうか。

○大久保専門委員 私も藤原先生と同じように、どちらかという順位づけという言葉をよく使うのですが、別に相対評価でもいいかなと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

私も順位づけのほうがよく使う言葉かなと思いますが、人を並べて、一番多い人から一番少ない人まで順番をつけていくみたいなイメージで、誰かが誰かより上ということなのですが、妥当性研究などでも順位をつけるという感じでやるので、相対評価というよりは順位づけというほうがよく使われる言葉かなと思いますが、この辺は御意見のある方はいらっしゃいますか。順位づけでよろしいですか。

では、31ページの15行目は、相対評価ではなくて、順位づけに戻していただくということとでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に行きますと、31ページ、18行目から27行目です。これはどなたがおっしゃっていたものかしら。どなたかはこちらに書かれていないのですが、食事パターンというところを食品消費量。そうですね。食物摂取頻度調査票で調査されるのは、食事パターンではなくて量なので、このほうがいいかなというのはあるかと思います。

○藤原専門参考人 こちらは大久保専門委員からです。

○朝倉座長 大久保先生ですか。

あとは、最後のところの28行目から32行目の追加も行っていていただいております。

龍田先生、お願いします。

○龍田専門委員 大久保先生から御追加いただいている28行目から32行目についてなのですが、この文章があることで具体性もあって、すごく分かりやすいですし、イメージもしやすいと思います。その一方で、水銀研究者としては、マグロの中でもメバチマグロとクロマグロとキハダマグロで水銀含有量は大分違います。また、全ての食物摂取頻度調査票でカツオとマグロを一括りにしているわけではないので、特定の食物摂取頻度調査票を批判することにならないかなという心配があります。さらに、カツオとマグロみたいに名前が出ることで、風評被害とかは大丈夫なのかなということがちょっと気になった点です。

思い出し法とかでも同じようなデメリット、リミテーションになるところがあるのかなと思っておりまして、調査の対象になる方が、私が今日食べたのはどのマグロかとか、何を食べたのかというところまでは把握できていない可能性もあるなと思っております。なので、ここはすごく分かりやすい文章ではあるのですが、カツオやマグロというふうに出さなくてもよいかもしれないなと思っているところです。いかがでしょうか。

○朝倉座長 御意見ありがとうございます。こちらを追加していただいたのは大久保先生ですかね。

○大久保専門委員 文章自体を追加したわけではありません。議論をしていただきたいという点で挙げさせていただきました。私自身は栄養疫学の専門家ですが、よく栄養疫学で使われる食事質問票というものは、大体限られた食品項目で効率よく習慣的な栄養素摂取量を推定するために用いられることが多いので、どちらかというとな栄養学的視点から食品が構成されることが多く、一方で、それ以外の化学物質という別の領域になると、必ずしもそれが適切ではないというような経験を踏まえ、こういった議論が必要なのではないかということで挙げさせていただきました。

実際に龍田先生からも御意見いただいたように、ここに具体的に水銀とか魚を提示することが適切なのかということも踏まえて御議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

○朝倉座長 ありがとうございます。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員 今の御議論を聞いていて、龍田先生の御懸念に強く共感するところであり、文章として「例えば」以降は削除したほうがよろしいと思います。と申しますのも、我が国においても、水銀に関してはリスク管理がされているところがございますけれども、その対象からマグロが除外されるといった規制が取られているところですので、この文章の中で、特に具体例として水銀、それから、水銀が含まれている可能性のある魚種を取り上げて文章を作成するということは、後々に問題となる可能性もあろうかと思いますので、繰り返しになりますけれども、ここでは「例えば」以降の具体例を削除することによりよろしいかと思います。

○朝倉座長　ありがとうございます。

ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

多分、大久保先生のコメントは、追加してくださいという意味ではなさそうだなと思ったのでお聞きしたのですけれども、このまま追加しなくてもよかったのかなと思っているのです。今、渡邊先生もおっしゃっていましたが、「例えば」以下のところを取ってしまう。前のところに「その妥当性を確認する必要がある」まで文章があって、その後ろに「また」という感じで、また、特定の化学物質のばく露評価に用いる場合には、当該化学物質の含有量が大きく異なる食品が同一の質問項目に含まれていないかに留意する必要があるということで、そこまでだけ入れるのでいいかなと思いますが、いかがですかね。よろしいですか。

では、「また」で、特に段落を変えずに、そのまま改行せずに続けていただいて、「例えば」以下は削除ということではいかうかと思います。よろしいですか。

そうしましたら、次が、食習慣質問票ということになりまして、こちらも大久保先生から修文をいただいております。ここは全体なので、読んだほうがいいですかね。「食習慣質問票は、一般的または特定の情報を収集するために設計される。収集される情報には、食品に対する認識や考え方、好き嫌い、調理方法、サプリメントの使用状況、及び食事の際の社会的環境などが含まれる。これらの情報は、他の調査手法の中に組み込まれることが多いが、単独のデータ収集手段として用いられることもある。これらのアプローチは、一般に迅速な評価が必要な場面で活用される。質問票の形式は自由回答式又は選択肢形式のいずれも可能であり、回答方法も自記式又は調査員による聞き取り形式のどちらも採り得る。質問の数は、目的とする情報の種類に応じて任意に設定される」ということです。後ろのほうの削除されている6行目から13行目の内容を踏まえて、全体に書き直していただいたという形かと思います。

こちらはお気づきの点がある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。よろしいですかね。問題ないかなと思います。

そうしたら、次に行こうかと思います。(e) 食事歴法ということで、こちらは「調査」というところを「法」に直していただいたのですね。こちらも原文からあまり大きくは変わっておりませんが、食事ごとというようなところで語句を追加していただいているところかと思います。

大久保先生、ここの(d)と(e)のところは、まとめて何かございますか。

○大久保専門委員　特に追加することはございません。先ほど藤原先生からもお話しされたように、食事歴法を使う機会が最近はあまりないのかなと思っていまして、逆に、食物摂取頻度調査法に組み込まれるというような形式もあるので、ここをあえて残す必要があるかということも、もう一度議論してもいいのかなと思います。

基本的にあっても、このままでもいいというふうには感じております。

○朝倉座長　ありがとうございます。

ここの食事歴法を特出しするかというところなのですから、いかがですかね。教科書的なものでは、別に書いてあることが多いのかなとは思いますが、確かにそれぞれ特性の混じっている質問票みたいなものも結構あるかなとは思いますが。

ここは藤原先生から御意見をいただいていたところかと思いますが、いかがですか。

○藤原専門参考人 私はどちらでもよいかと思えます。もともとEHC240等を訳すときに、分かりづらいというご意見をいただいていた、なるべく分かりやすく、かつ皆さんに使ってもらえるということで割と取捨選択したところもあります。その点を踏まえて残してもいいと思えますし、少し長くなってしまうので、なくてもいいかとも思えますので、本当に皆さん次第です。

事務局の御意見を聞いてみたいです。

○朝倉座長 分かりました。ありがとうございます。

事務局のほうではいかがですか。

○坂井評価専門官 事務局といたしましては、こちらはそもそも食品安全委員会で使用する食事性ばく露評価の手引きということなので、こちらで手引きとして参考になるところであれば、そこは記載していただいて、実際にやるのがそれほどないということであれば、ボリュームを少なくしてもよいのかなと考えております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうですね。これは全く考え方を書かないわけにはいかないと思うのです。そうすると、文章を構成し直して、食物摂取頻度質問票のほうに組み込まないといけないかなという気がしておりまして、そうするとややこしいかなという気はしております。これはごく普通の食事調査の区分かなと思えますので、このまま残しておいてもいいかなと思えますけれどもね、いかがですか。恐らくこれは削除されている部分を消すと、そんなに文章としても長くないと思えますので、よろしいでしょうか。この枠組み自体は残しておいて、記載は整理したということではよろしいかと思えます。よろしいですか。

松本先生、お願いします。

○松本専門委員 食事歴法を残すのはいいと思うのですが、残すところに一言、今は食物摂取頻度調査法に組み込まれている場合があるのような文言を入れておけば誤解も減るのかなと、そういうところで使われているのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。いいアイデアだと思います。一番最後のところに一文、食事歴法は、食物摂取頻度質問票の中に組み込まれて食事調査が行われることもあるというような一文を入れておくというところですかね。

事務局のほうで挿入できそうでしょうか。お願いいたします。

○坂井評価専門官 承知いたしました。

○朝倉座長 ありがとうございます。

そうしたら、大体個人の調査方法が進んできたところですから、次が4の（2）。

○藤原専門参考人 朝倉先生、すみません。次に行く前に1点確認させていただきたいこ

とがございます。こちらは質問が消えてしまっているのですけれども、もともと第4の4の(2)①のところで吉成先生から「精確」という言葉について、「正確」と「精確」というのがあって、どっちなのかというところを御指摘いただいたかと思っています。具体的に言うと、29ページの13行目は「正確」になっていて、大久保先生の修文で「精度の高い」に直っているのですけれども、それ以外のところは「精確」になっているというところがあります。こちらは私のほうで誤って「正確」にしてしまったのですけれども、ただ、「精確／正確」の使い分けについて御相談したいと思っております。

もともと食事調査をしている側としては「正確」のほうしか使っていなかったのですけれども、農水省の経口摂取のガイドラインでは、「Accuracy」のところで「精確さ」を使っていたので、(本手引き(案)では)化学物質濃度のところから「精確」を使っておりました。本手引き(案)全体を通して、accuracy、accurateみたいな言葉があったときに、どういう漢字を当てたらいいかということをごどこかで整理したいと思って、今、挙げさせていただきました。

○朝倉座長　ありがとうございます。

実はその点、私も事務局に質問していた内容ではあるのですけれども、事務局のほうで今整理している事柄を教えてください。

○坂井評価専門官　こちらは私も「精確」か「正確」かというのは気になっておりまして、私はどちらかといいますと分析のほうが専門なので、特に「精確」を使うというのは、基本的にデータの精度とかその辺りでよく、ばらつきが少ないとか、そういったときに使うので、推定したばく露量が実際の量に合っているか、近いかというときは「正確」を使うべきかなと思ったのですが、今までの手引きを確認したところ、「正確」のほうは使われていなくて、全て「精確」のほうが使われていたので、一旦ここは統一して、全て「精確」を使っているところがございます。

ただ、最終的には、この辺は原文などでどのような単語が使われているか、原文にある部分はそちらと見比べて、また、最後にちょっと使い分けを正しくしないといけないところかなとは把握しております。

○朝倉座長　ありがとうございます。

藤原先生、よろしいでしょうか。恐らく、測定して誤差が出てきて、その誤差が大きいのか小さいかみたいな議論をするときには「精確」なのかなと思っています。「正確」のほうは、それこそ正しいか、間違っているかという区別で出てくるのかなと思っているのですけれども、そんな理解で間違いないでしょうか。

渡邊先生、お願いします。

○渡邊専門委員　日本語のニュアンスで「正確」と「精確」の使い分けを考え始めると非常に難しくなるのですけれども、基本的に原文でaccurate、accuracyという言葉が使われていた場合には「精確」というような、ある意味、紋切り型の整理をしてしまったほうが後々の問題がないのかなと思います。

事務局から説明いただいたとおり、また、座長からも説明がありましたとおり、何か正しい値があって、その正しい値に対して正しいのか、その正しい値を中心としてばらつきが小さいのかということで、accuracyとcorrectnessという言葉が原文で使い分けられることがあるかと思いますが、繰り返しになりますが、原文の中でaccuracy、それに相当するようなことを表現したい場合には「精確」という言葉を使うことで整理しておく、後でコンフリクトしなくていいのかなと思います。

○朝倉座長 ありがとうございます。

六鹿先生も手を挙げていらっしゃいますか。お願いいたします。

○六鹿専門委員 こちらのばく露や食事量の推定値に関しては、真の値が分からないものであり、その値が正しい値、もしくは精度の高い値であることを証明できないので、どちらの言葉も使わないほうがいいと考えます。

29ページの13行目では「精度の高い」という言葉に置き換えられているので、この表現が結構いいのかなと個人的には思いました。

○朝倉座長 ありがとうございます。真値は闇の中ということで、それも本当にそうだと思うのですが、ただ、翻訳するときどちらを当てるかというのは、やはりどうしても出てきてしまう問題で、「精確」という言葉も出てきてしまうところはあるかと思いますが、精確なというよりは、精度が高いか低いかと書くほうがいいのではないかと思いますので、精確なといただいたかと思います。あとは、accurateという言葉が原文であれば、「精確」でいきましょうかというところをいただいたと思います。よろしいですかね。この辺は本当に、微妙に意味は違うのだろうなと私も感じまして、事務局にお尋ねしたりもしたのですが、またちょっと疑問に感じるころがあれば、進めながら尋ねていただければと思います。よろしいですか。

次に行こうかどうか迷う感じなのですが、事務局、どうしましょうか。もう一項目やりますか。33ページのところだけやりますかね。お願いします。

○相馬評価専門職

先生方に少し議論していただきたいなと思った点がありまして、25ページの19行目になるのですが、サブ集団というところで、具体例として小児、授乳中の女性、菜食主義者と書いていて、ここで菜食主義者と出すのはどうなのかなと少し気になったところがあります。サブ集団という用語が一番最初に出たところは、10ページの27行目なのですが、ここではサブ集団は、感受性が高い対象者として、例は乳児、幼児、妊婦、高齢者と書いていて、ここの整合性の関係で、25ページの例をどういうふうに記載したらいいのか少し気になったところと、あと、24ページにもサブ集団というのが8行目に出てくるのですが、そこでの例は、小児、妊婦、高齢者となっているので、整合性が取れていない感じがして、渡邊先生から先ほどお話があったとおり、全体の語彙の整合性は後から取ればいいとは思ったのですが、口を挟んでしまいました。よろしくお願いします。

○朝倉座長　ありがとうございます。

サブ集団という言葉のところですね。サブ集団という言葉自体はいいと思うのですが、その中に例示されているものを統一するなり何らかの考え方で書いたほうがいいのではないかという御意見だったかと思います。ここは翻訳された藤原先生にお聞きしたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤原専門参考人　まず、こちらのサブ集団については、サブ集団そのものについてこの集団でなければいけないという定義があるわけではなくて、用語集で言うと一般集団（ジェネラルポピュレーション）である全体に対して特定の部分である、ということで、年齢区分であったり、ライフステージであったり、特殊な食べ方をする人たちだったりということになっているので、必ずしも毎回統一しなくてもいいというのが1つあります。

かつ、ここで何が出てくるのかということについては、基本的には原文に書いてあるものを和訳しています。場合によっては、日本にそぐわないものについては落としている部分もあるので、原文にあるものを和訳して載せています。

ちなみに、ここに何が出てくるかということ、今御指摘のあったとおり、感受性が高い、あるいは食べ方が全体の集団と違うことによって別途調査をしなければいけない集団というところで、小児などがよく出てくる場所です。あと、菜食主義者については、日本だと菜食主義者をメインにした調査はあまりされていないと思うので、挙げるのは迷ったのですけれども、国際的にはこういう文脈では菜食主義者を別に見たほうがいいということとはよく言われることなので、先生方とも話して、載せるか載せないかで残したというふうにしたかと思っております。そのような状況ですけれども、よろしいでしょうか。

○朝倉座長　ありがとうございます。

渡邊先生、お願いいたします。

○渡邊専門委員　ここに菜食主義者の言葉が残っていることの背景はよく分かりましたし、事務局が指摘されて、議論していただきたいといった趣旨もよく分かりました。

前回の会議のときの議論を思い出していただきたいと思うのですけれども、大久保先生から御指摘がありまして、単語は忘れてしまったのですが、削除をして、その背景には、人種ですとか、あるいは外国籍の人間であるとか、そういったところをこの文書の中では扱わないほうがよいのではないかという議論があり、もともとの原文にあった用語を含めないという結論に至ったかと思います。

その文脈でこの記述についても確認をしますと、菜食主義者というのは、ある特殊な食行動を取る集団ということで、それは間違いがないのですけれども、取り立ててここで挙げなくてもいいだろうと思います。一般的なこれまで国内で行われているばく露量推定で取り上げられているのは、年齢、性別等ですので、そこまで止まりにしておくというのがこの文書の中ではいいのではないかなと考えます。

○朝倉座長　ありがとうございます。

Ethnicityでしたね。あれは確かに議論に上がったところかなと思います。

ここで菜食主義者が残っている理由は、多分、特定の食品またはサブ集団となっているので、特定の食品に当たるものとして野菜をいっぱい食べる人という言葉が残ったのかなというふうに文脈的には読めるところですが、ここに菜食主義者を残すべきかというのはいかがですか。日本だと確かにちょっと珍しいので、珍しくもないのかもしれませんが、恐らくヴィーガンとかはそんなに一般的ではないので、ちょっと、あれっと思うところがあるのかなと思いますが、ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

石見先生、お願いします。

○石見専門委員 私もこのサブ集団の内容がそれぞれ違うので、前回調べたのですが、大体原文どおりになっているのですね。だから、原文がそうなっているので、ethnicityはちょっと問題かなと思ったのですが、特にこの部分については原文のままでよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ここは正解があるわけではないと思うのですが、ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

○藤原専門参考人 今の正解があるわけではないというのが答えかと思っております、先ほど事務局のほうからも別件であったとおり、食品健康影響評価に資する手引きというところで、どこまで残すかというところかなと思います。ですので、菜食主義者を載せるか載せないかについては、その観点で御検討いただければと思います。現時点では、多分、日本ですと、菜食主義者を中心に調べた大規模な集団の食事調査のデータはないかと思っています。一方、海外ですとそれなりに人数がいらっしゃいますし、菜食主義者を対象としたコホート等もございますので、それでよくこういう調査の文脈で上がってくるのかと思っております。

○朝倉座長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

○坂井評価専門官 先ほどの補足になるのですが、相馬専門職の発言部分に関して、サブ集団のレベルとか書きぶりについて、彼が着任前の、前回、第11回ワーキンググループの際の事務局内での議論のときに、そのレベルが違うことにつきましては、事務局でも認識しております、私としては、一旦書いた上で、最後までいってしまっ、全体的な部分を見て合わせるという方向でございましたので、一旦書いて、議論が終わって最後に、それこそほかの文言の統一も含めまして、細かいところ言えば目次だとか、あとは用語ですね。その辺りで見直さないといけない部分がありますので、そのときに御議論をいただこうかと考えているところでございます。

○朝倉座長 ありがとうございます。

最後までまずはやってみましょうかという事務局からの御提案なのですが、よろしいですかね。これは日本で使われる手引きなので、日本でやるかどうかみたいなのところも踏まえてということになってくるのかなと思います。これは原文で菜食主義者が出てく

る理由は、文脈的には特定の食品またはということなので、おかしくないと思うのですが、最後にまた振り返る項目の一つということで記録をしていただいてよろしいですか。

○坂井評価専門官 そうさせていただければ幸いです。

○朝倉座長 結構いろいろありそうですけれども、用語は本当に全体を通して統一されていないと読みにくいところかと思いますので、最後にまとめてやりたいと思います。

そうこうするうちに時間がちょうどよくなってまいりましたので、今日はここまでにしようかと思いますが、事務局のほうにお返ししてよろしいですか。

○坂井評価専門官 ありがとうございます。

それでは、議事の（１）につきましては、本日はここまでということにさせていただきます。

議事の（２）のその他になります。次回のワーキングの日程につきましては、座長とも御相談させていただいた上、決まり次第、また改めまして先生方にお知らせさせていただきます。

○朝倉座長 これで本日の議事は全て終了いたしました。御議論ありがとうございました。

以上をもちまして、第12回「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」を閉会いたします。どうもありがとうございました。